

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正後	改正前
（パーチェス法を適用した場合の注記） 第五条の十 財務諸表等規則第八条の十七の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項（第十一号を除く。）、第二項、第四項及び第五項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同項第十一号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十二号及び第十三号並びに第六項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第十二号及び第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第十二号及び第十三号、第三項並びに第五項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項第一号ロ中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は当期純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。	（パーチェス法を適用した場合の注記） 第五条の十 財務諸表等規則第八条の十七の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項並びに第五項第一号及び第二号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同項第十二号、第三項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第十二号及び第十三号、第三項第一号並びに第五項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項第一号ロ中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第六項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(特定信託財産の資産及び負債の記載)

第三十八条の三 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下この条及び第五十七条の二第一項において「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下この条及び第五十七条の二第一項において「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（第五十七条の二において「特定信託財産」という。）の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

第六十一条 財務諸表等規則第二百二条の規定は、その他利益剰余金について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

第六十三条 財務諸表等規則第四百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは

(特定信託財産の資産及び負債の記載)

第三十八条の三 特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下この条及び第五十七条の二において「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下この条及び第五十七条の二において「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（同条において特定信託財産という。）の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

第六十一条 財務諸表等規則第二百二条の規定は、その他利益剰余金について準用する。この場合において、同条中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度変動額」とあるのは「中間会計期間変動額」と読み替えるものとする。

第六十三条 財務諸表等規則第四百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度変動額」とあるのは「中間

「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

(発行済株式に関する注記)

第六十五条 財務諸表等規則第百六条の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第六十六条 財務諸表等規則第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第六十七条 財務諸表等規則第百八条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、同条第二項中「第八条の十四から第八条の十六まで」とあるのは「第五条の八及び第五条の九」と、同条第三項中「当事業年度末」とあるのは「

会計期間変動額」と読み替えるものとする。

(発行済株式に関する注記)

第六十五条 財務諸表等規則第百六条の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第六十六条 財務諸表等規則第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第六十七条 財務諸表等規則第百八条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号及び同条第三項中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、同項中「事業年度に」とあるのは「中間会計期間に」と、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社

当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第六十八条 財務諸表等規則第九条の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

「と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第六十八条 財務諸表等規則第九条の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

1 資本金			×××			×××		×××	
2 資本剰余金									
(1) 資本準備金		×××			×××		×××		
(2) その他資本剰余金		×××			×××		×××		
資本剰余金合計			×××				×××		
3 利益剰余金									
(1) 利益準備金		×××			×××		×××		
(2) その他利益剰余金									
××積立金		×××			×××		×××		
.....		×××			×××		×××		
繰越利益剰余金		×××			×××		×××		
利益剰余金合計			×××				×××		
4 自己株式			－×××				－×××		
株主資本合計			×××				×××		
II 評価・換算差額等									
1 その他有価証券評価差額金			×××				×××		
2 繰延ヘッジ損益			×××				×××		
3 土地再評価差額金			×××				×××		
評価・換算差額等合計			×××				×××		
III 新株予約権			×××				×××		
純資産合計			×××				×××		
負債純資産合計			×××				×××		

(記載上の注意)

(略)

1 資本金			×××			×××		×××	
2 資本剰余金									
(1) 資本準備金		×××			×××		×××		
(2) その他資本剰余金		×××			×××		×××		
資本剰余金合計			×××				×××		
3 利益剰余金									
(1) 利益準備金		×××			×××		×××		
(2) その他利益剰余金		<u>×××</u>			<u>×××</u>		<u>×××</u>		
××積立金		×××			×××		×××		
.....		×××			×××		×××		
繰越利益剰余金		×××			×××		×××		
利益剰余金合計			×××				×××		
4 自己株式			－×××				－×××		
株主資本合計			×××				×××		
II 評価・換算差額等									
1 その他有価証券評価差額金			×××				×××		
2 繰延ヘッジ損益			×××				×××		
3 土地再評価差額金			×××				×××		
評価・換算差額等合計			×××				×××		
III 新株予約権			×××				×××		
純資産合計			×××				×××		
負債純資産合計			×××				×××		

(記載上の注意)

(略)